

令和6年6月農業委員会総会議事録

令和6年6月26日午後3時00分、農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 25名

1番	金田 公隆	委員	2番	藤田 善明	委員	3番	岩谷 裕子	委員
4番	佐藤 修司	委員	5番	川村 陽彦	委員	6番	須藤 秀人	委員
7番	種澤 達也	委員	8番	町田 高司	委員	10番	三上 浩太	委員
11番	小林 政貴	委員	12番	小田 桐 明	委員	13番	石岡 人志	委員
14番	福士 章逸	委員	15番	小嶋 勇成	委員	16番	木村 芳文	委員
17番	平井 秀樹	委員	18番	成田 繁則	委員	19番	佐藤 剛郎	委員
20番	大湯茂八郎	委員	21番	戸澤 幸彦	委員	22番	高橋 貴志	委員
23番	田村眞裕美	委員	24番	成田 毅	委員	25番	兜森 弘義	委員
26番	前田 優考	委員						

欠席委員 1名

9番 石岡千鶴子 委員

出席事務局 9名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局農地調整係長	曾根奈美子
事務局主総括主幹兼総務係長	高橋 貢	事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田智恵子
事務局岩木分室主幹	浅利 敏江	事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏
事務局総括主幹	石田 剛		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第28号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第29号	農用地利用集積計画の決定について
議案第30号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第31号	農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について
議案第32号	交信かく乱剤「コンフューザーR」の購入支援の継続に関する要望（案）
議案第33号	スマート農業の普及推進に関する要望（案）

報告第18号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第19号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第20号	非農地の判断について

- 事務局次長 会議を始める前に皆様をお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。お待たせいたしました。ただ今から、令和6年6月弘前市農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田会長から挨拶及び諸般の報告がございます。
- 会 長 【挨拶及び諸般の報告（省略）】
- 事務局次長 それでは、総会議案の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長、よろしく申し上げます。
- 議 長 議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。欠席者の通告があります。議席番号9番石岡千鶴子委員の1名であります。ただいまの出席者数は25名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。23番田村眞裕美委員、24番成田毅委員、25番兜森弘義委員、以上3委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の石田剛総括主幹を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の4、議事に入ります。
- 事務局次長 議案第28号を議題といたします。議案第28号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 1ページをお開き願います。議案第28号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件1,776㎡、畑9件28,884㎡、合計12件30,660㎡であります。また、使用収益権関係では、田6件13,504㎡、畑11件67,259㎡、合計17件80,763㎡であります。このうち、第3条第3項関係が、畑1件7,261㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
- 議 長 事前調査会の報告をお願いします。
- 調査委員長 本日の、総会に提案されている議案について、去る6月14日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、小林政貴委員、小田桐明委員、石岡人志委員それに私、木村であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。3ページをお開きください。所有権関係、受付番号43番、44番について申し上げます。譲受人は20年程前から、兄の所有する農地でりんごの一連の農作業に携わっておりましたが、兄が亡くなったことにより、今後は自身で農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にして、りんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。4ページをお開きください。所有権関係、受付番号48番について申し上げます。受人は、5年前に現在の住所に転居してから、母の所有する農地で、野菜の一連の農作業に携わっておりましたが、主たる耕作者である母が高齢になったため、農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は母の指導の下、トマト、きゅうり、なす等、自家消費用の野菜を栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。5ページをお開きください。所有権関係、受付番号49番について申し上げます。譲受人は、実家が

調査委員長

農家であり、これまでも両親とともに、りんごの一連の農作業に携わっておりましたが、今後は自身で農業経営したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。また、譲受人は3月まで農協へ勤務しており、営農指導を担当していたため、桃やシャインマスカットの栽培に関する知識も十分にあるとのことであり、今後は父の指導も受けながら、りんごやシャインマスカット、桃を栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。7ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号93番について申し上げます。借受人は、10年以上前から、自身の所有する土地で、自家消費用の野菜を栽培しておりましたが、今後、自身で農業経営したいと思うようになり、今回、知人の紹介で農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人の指導の下、桃、かぼちゃを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。12ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号107番について申し上げます。借受人である法人の代表は、実家が農家であり、これまでも両親とともに、りんごの一連の農作業に携わっておりましたが、主たる耕作者である父が高齢になったため、所有する農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。また、今後も営農規模を維持していくにあたり、人員の確保や労働環境を整えるため、法人を設立し、農業経営を行っていくとのことであり、指導者である父も法人の従業員として加わり、りんごを栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。14ページをお開きください。農地法第3条第3項の使用収益権関係、受付番号109番、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人である法人は、東京に本社を置く農産物の生産と販売を行う法人で、弘前にも支店を有し、これまでも高杉地区でりんごを栽培しております。営農する弘前支店の従業員は、農業経験が豊富であり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断し、農地法第3条第2項第2号及び第4号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第3項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第4項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議 長

それでは、議案第28号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第28号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第28号については、許可することに決定いたします。次に、議案第29号を議題といたします。議案第29号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

15ページをお開き願います。議案第29号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今

事務局次長	<p>会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 6,306 m²、畑 9 件 31,550 m²、合計 11 件 37,856 m²であります。また、使用収益権関係は、畑 1 件 9,634 m²、で農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。</p>
議 長	<p>事前調査会の報告をお願いします。</p>
調査副委員長	<p>本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。20 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 12 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。また、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 29 号の計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。</p>
	<p>(な し)</p>
議 長	<p>議案第 29 号の計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第 29 号の計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。</p>
	<p>次に、議案第 30 号を議題といたします。議案第 30 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>21 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 30 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 9,462 m²、畑 13 件 119,541 m²、合計 15 件 129,003 m²であります。また、使用収益権関係が、畑 1 件 3,629 m²であります。今回提出されました 16 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす受人との調整にあたった結果、売買 15 件、貸借 1 件が整ったものであります。26 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 60 から 65 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべ</p>

事務局次長	<p>てが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上であります。</p>
議 長	<p>利用調整をした委員から補足説明ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>それでは、議案第30号についてご審議願います。ご質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がないものと認め、議案第30号については、原案のとおり要請することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第31号を議題といたします。議案第31号は、「農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について」であります。事務局より説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>31ページをお開きお願いします。議案第31号は、農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正についてであります。提案理由は、農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正したいので、本会の承認を求めるものであります。お配りしております、「議案第31号 補助資料」の新旧対照表で主な改正点について説明いたします。左側が改正後、右側が改正前で、下線部が変更する部分になります。まず、1ページの第3条の推薦及び応募の資格について、改正前の「第1号の弘前市の職員でない者」及び「第3号の満20歳以上であるものの年齢要件」は、農業委員会等に関する法律の規定に合わせ、これらを削除する内容でございます。次に、第4条の改正前の下線の部分ですが、推薦人の「満20歳以上の者」の年齢要件につきましては、第3条の改正に合わせて、削除する内容でございます。続きまして、補助資料の2ページをお開きお願いします。「農地利用最適化推進委員 推薦・応募書」についてです。前回の農地利用最適化推進委員選考委員会にて、選考委員から、選考をより確かに行うため、項目を加えてほしいとの意見を踏まえまして、農地利用最適化推進委員としての熱意と識見を記載する欄を増やすとともに、記入欄の整理をしたものであります。主な改正点をご説明いたします。3ページをご覧ください。「地域活動の欄」を設けたものでございます。4ページをお開きお願いします。「農業分野に関する資格の取得・研修等の受講の欄」及び「推薦又は応募を行う区域の農地、農業についての考えの欄」を設けたものであります。5ページをご覧ください。「推薦又は応募の理由の欄」に「及び委員としての抱負」を加えたものであります。以上であります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第31号についてご審議願います。ご質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がないものと認め、議案第31号については、原案のとおり要請することに決定いたします。</p>

議長	<p>次に、議案第 32 号と議案第 33 号は、ともに要望事項であるため一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第 32 号「交信かく乱剤コンフューザーRの購入支援の継続に関する要望案」と、議案第 33 号「スマート農業の普及推進に関する要望案」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>37 ページをお開き願います。議案第 32 号は「交信かく乱剤コンフューザーRの購入支援の継続に関する要望案」と、議案第 33 号「スマート農業の普及推進に関する要望案」であります。提案理由は両議案ともに、関係行政庁に対し要望したいため、本会の同意を求めるものであり、企画推進委員会において検討を経たのち、運営委員会での決定を経て、要望案として提案されているものであります。これら 2 件の要望につきましては、青森県知事に対しては、今後開催予定である中弘地区農業委員会大会において中弘地区農業委員会連絡協議会としての議決を経て、又、議案第 32 号につきましては、弘前市長に対しても当委員会として要望するものであります。なお、要望の内容につきましては、運営委員会が開催されておりますので、説明を省略いたします。以上です。</p>
議長	<p>運営委員会から、要望内容について説明いたします。</p>
運営委員(小林委員)	<p>本日の総会に提案している、要望に関する議案 2 件について、去る 6 月 14 日に運営委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。運営委員会には 4 人の運営委員全員が出席し、要望内容について検討いたしました。初めに、議案第 32 号の「交信かく乱剤コンフューザーRの購入支援の継続に関する要望案」につきましては、今後のりんごの国内取引価格及び生産者の農業経営の安定に取り組むため、交信かく乱剤「コンフューザーR」の購入支援である「りんごのモモシクイガ特別防除対策事業」を継続するとともに、「コンフューザーR」の利用を一層促進することを要望すべきとしたものであります。次に、議案第 33 号の「スマート農業の普及推進に関する要望案」につきましては、土地利用型農業の省力化・効率化を一層推進するため、スマート農業を展開していけるよう、対応した基盤整備を推進すること、又、技術等普及のための情報提供及び農業機械・機器等の導入促進を図ることについて要望すべきとしたものであります。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>議案第 32 号について企画推進委員会から要望書について、説明願います。</p>
企画推進委員長(佐藤委員)	<p>私からは、要望書案を朗読し、説明に代えさせていただきます。本県産りんごは、国産りんごの輸出の大部分を占め、国内取引価格の安定に大きく寄与しております。一方で、本県産りんごの主要な輸出先である台湾では、輸入検査において害虫のモモシクイガの寄生が認められた場合、輸入停止の措置を行うことから、その防除対策を強く推し進めていく必要があります。このような中において、青森県では、令和 6 年りんご病害虫防除暦へ交信かく乱剤「コンフューザーR」を新たに採用し、「りんごのモモシクイガ特別防除対策事業」を立ち上げ、購入助成に取り組まれていることは、我々りんご生産者への大きな支援となっているところであります。しかしながら、交信かく乱剤「コンフューザーR」は広域において、かつ継続して利用することで、モモシクイガの防除効果がより高まるものであり、地域におけるさらなる普及が大きな課題であります。つきましては、今後のりんごの国内取引価格及び生産者の農業経営の安定に取り組むため、下記の事項について要望するものであります。記。知事に対し、交信かく乱剤「コンフューザーR」の購入支援である「りんごのモモシクイガ特別防除対策事業」を継続するとともに、「コ</p>

企画推進委員長 (佐藤委員)	ンピューザーR」の利用を一層促進すること。市長に対し、交信かく乱剤「コンピューターR」の利用を一層促進するとともに、県に対して「りんごのモモシンクイガ特別防除対策事業」の継続を働きかけること。以上でございます。
議 長	次に議案第 33 号について企画推進委員会から要望書について、説明願います。
企画推進副委員長 (狛森委員)	私からは、要望書案を朗読し、説明に代えさせていただきます。我が国の農業は、担い手の減少・高齢化の進展による労働力不足が深刻化しており、離農の増加により農業者人口の減少が続くなか、農業委員会としても農地の利用集積をはじめとする農地利用の最適化に力を尽くしているところであります。そのなかで、特に水稲などの土地利用型農業にあつては、一経営体あたりの経営面積が増加傾向にあり、農作業の省力化及び効率化を進める必要があります。このため、国では、スマート農業技術を生産現場に導入することが有効であるとし、スマート農業技術の普及を目的として、スマート農業実証プロジェクトの実施地区をこれまでに全国 217 地区採択し、先端技術導入による農業経営の改善効果の検証等を行っております。また、県内においても衛星測位システムにより位置情報を補正し、高精度作業を可能とする「RTK-GNSS」基地局が、メーカー、市町村、県により設置されるなど、スマート農業技術を活用できる環境整備が進められています。つきましては、土地利用型作物の省力化・効率化を一層推進するため、スマート農業を展開していけるよう、下記の事項について要望するものであります。記。1、スマート農業にも対応した基盤整備を推進すること。2、スマート農業技術等普及のための情報提供及びスマート農業機械・機器等の導入促進を図ること。以上でございます。
議 長	それでは、議案第 32 号、及び議案第 33 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 32 号、及び議案第 33 号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 32 号、及び議案第 33 号は原案のとおり決定いたします。議案第 32 号、及び議案第 33 号で決定しました要望につきましては、今後、関係行政庁に要望して参ります。 次に、報告第 18 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	41 ページをお開き願います。報告第 18 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 13 件 90,692 ㎡、畑 26 件 294,869 ㎡、合計 39 件 385,561 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては、43 ページから 49 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 18 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 19 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

51 ページをお開き願います。

報告第 19 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 10 件 56,176 m²、畑 7 件 37,269 m²、合計 17 件 93,445 m² であります。なお、解約理由につきましては、53 ページから 54 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長

報告第 19 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第 20 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

55 ページをお開き願います。報告第 20 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 2 筆 4,080.91 m²、畑 1 筆 1,633 m²、合計 3 筆 5,713.91 m² であります。以上であります。

議 長

報告第 20 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

これもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 40 分]